

2022年2月2日(水)

沖縄タイムス(2) 産業振興や賃上げ推進

自民 沖振関連法案を了承

保存先:22

産業振興や賃上げ推進

自民 沖振関連法案を了承

【東京】自民党の総務会が1日、党本部で開かれ、3月末に期限を迎える沖縄振興特別措置法などの改正案を了承した。沖振法改正案では特区・地域に「従業員の給与増」や「付加価値増」などを要件とする認定制度を導入。産業振興や賃金の底上げを目指す。政府は8日にも閣議決定し、今国会に提出する予定で、各施策の実現性などについて議論が交わされる見通し。

8日にも閣議決定

関係者によると、1日の総務会では出席議員から「北部地域の医療が手薄。医療体制を強くしていくことが必要だ」との意見が上がった。沖振法のほか、駐留軍用地跡地利用推進特別措置法、沖縄復帰特別措置法などの関連法案が国会に提出

される予定。沖振法改正案では、離島・北部振興や子どもの貧困対策、文化の担い手育成などに関する努力義務を新設。法期限を10年とし「所要の見直し」が必要な場合は、5年以内に実施するの付則を盛り込む。跡地法には、国が跡地利

沖縄振興特別措置法改正案などの主な内容

沖縄振興特別措置法	特区・地域制度に「付加価値増」や「従業員の給与増」などを要件とする認定制度を導入 離島や北部地域の産業振興、定住促進、医療確保などに関する努力義務規定を新設 子どもの貧困対策や人材育成、文化の担い手育成、脱炭素やデジタル社会に関する努力義務を新設 法期限10年、5年以内見直しを付則に規定
駐留軍用地跡地利用推進特別措置法	拠点返還地の指定要件を緩和。法期限を10年延長
沖縄振興開発金融公庫法など	跡地利用にかかる産業開発資金の貸し付け対象を拡大。行政改革推進法に規定する日本政策金融公庫への統合時期を10年延長
沖縄復帰特別措置法	泡盛の酒税軽減措置を2032年中に、ビール等を26年中に段階的に廃止。揮発油税の軽減措置を2年延長
沖縄科学技術大学院大学学園法	財政支援などの検討時期を「おおむね5年ごと」に変更

用を積極的に支援する「拠点返還地」の指定要件を緩和する特例を創設。沖振振興開発金融公庫法では、跡地で商業施設などを開発する民間事業者への資金の貸

し付け対象を拡大する。沖縄復帰特別措置法には揮発油税の軽減措置の2年延長や、酒税の段階的削減を明記。泡盛の軽減措置を2032年中に、ビール等を26年中にそれぞれ廃止する。沖縄科学技術大学院大学学園法(OIST法)ではOISTへの財政支援の在り方などを検討する時期について、現行の付則で「10年を目標」としているが「おおむね5年ごと」に改正す